

給 与 規 程

第1章 総 則

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人すくすくどろんこの会就業規則(以下「就業規則」という。)第29条の規定により職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

- 2 この規程における職員とは、就業規則第2条に定める職員のうち、期間の定めのない常勤の職員(以下「職員」という。)をいう。
- 3 職員以外の臨時職員並びにパートタイム労働職員の給与については、個別に示した労働条件通知書並びに臨時職員就業規則、パートタイム労働職員就業規則において定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び第4章に定める手当並びに退職金とする。

(給与の締切及び支払日)

第3条 給与の締切期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月とし、その期間分を翌月25日に支払う。ただし、当日が取引金融機関の休日の場合にはその前営業日に支払う。

- 2 前項の規定は、冬季手当、夏季手当および退職金については適用しない。

(給与の計算方法)

第4条 欠勤、遅刻、早退又は外出等により、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。

- 2 前項の場合において、従事しなかった時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し1時間未満は切り捨てる。時間単価の計算は次のとおりとする。

基本給(本俸+処遇改善手当)÷所定労働時間=時間単価

- 3 新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。月の途中での休職、退職の場合も同様とする。

- 4 日割り単価の計算の方法は、次のとおりとする。

基本給(本俸+処遇改善手当)×12÷年間所定勤務日数=日割り単価

(支払方法)

第5条 給与は、通貨又は同意による銀行振込で職員にその全額を支給する。ただし、法令により定めのあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支払う。

(非常時払い)

第6条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員及び職員の扶養家族の結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない理由による1週間以上の帰郷
- (2) 職員が死亡し、又は退職した場合
- (3) その他やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

(休職期間等の給与)

第7条 就業規則第17条、第20条、第21条、第33条に定める期間中の給与は支給しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の期間の本人負担分社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金)は、休職・休業開始時の個別の取り決め方法により、職員が施設に支払うものとする。ただし就業規則

第17条の産前産後休業、育児・介護休業等に関する規則第2条による休業については法の定めにより免除される。

第2章 基本給

(給与形態及び基本給月額)

第8条 職員の基本給は職務給とし、月給制とする。

- 2 職員の基本給は、別に定める本俸表と職員の処遇改善に伴う手当に関する細則(以下「手当細則」という。)で定める処遇改善手当を合せた額とする。
- 3 本俸表は、法人基本額に対象施設の地域加算を反映させて作成する。
- 4 本俸表の適用区分については、別表①に定める職務対応表による。
- 5 職種を兼務する職員については、上位職の適用区分とする。

(初任給)

第9条 初任の職員は、原則として担当する職務の本俸表の初号に格付けする。

- 2 勤続年数は、本俸表の勤続係数に読み替える。
- 3 社会福祉法人すくすくどろんこの会が設置する他の施設に勤務していた者については、その施設の勤続年数分の加算を行う。
- 4 施設長については、その職に就任した年を、担当する職務の本俸表の初号とする。
- 5 前勤務先が次の各号に該当する者に対しては、その施設で本俸が本俸表の初号と10,000円を超える差を生じたときは、施設長の判断と理事長の承認を得て、差分の勤続係数の加算を行うことができる。
 - (1) 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所
 - (2) 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
 - (3) 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
 - (4) 児童福祉法第12条の4に定める施設
 - (5) 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設
 - (6) 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所(保健師又は看護師に限る)

(調整給)

第10条 給与制度の変更やその他の合理的な理由により、職員の給料水準の維持のために必要な場合、一定期間支給することができる。

- 2 前項の調整給は、昇給に伴い取り崩すことができる。

(本俸表の変更)

第11条 社会情勢や物価の大幅な変動、施設の運営原資に関する重要な変動など、客観的に相当かつ合理的な必要があるときには本俸表を書き換えることができる。

第3章 昇給

(昇給)

第12条 昇給は本俸及び処遇改善額について予算の範囲内で行うものとする。

- 2 昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行う。ただし、勤務年数が1年未満の職員は、行わない。
- 3 施設を取り巻く経済状況の悪化または施設の経営成績が悪化した場合は、昇給を行わな

いことがある。

(昇給制限)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、原則として前条の昇給を行わない。

- (1) 本俸表の上限に達した者
- (2) 前年度欠勤率5%以上または遅刻早退回数が5%以上の者
- (3) 勤務成績又は勤務能力の極めて劣る者
- (4) 前年度に就業規則第46条の減給以上の処分を受けた者
- (5) 年度の途中で採用され、勤続が1年に満たない者
- (6) 4月1日において休職または休業中の者

第4章 手 当

(通勤手当)

第14条 片道2Km以上の通勤を行う職員に対し、所定の様式による申請により非課税限度内の実費を支給する。ただし、上限は月額20,000円とし、第16条の駐車代補助を含むものとする。

- 2 4日以上欠勤があった場合は日割計算による金額を支給する

(駐車代補助)

第15条 車通勤を許可された者が外部の駐車場を利用する場合、申請により実費を支給する。ただし、上限は月額4,000円を支給する。ただし、月途中で入職、退職、休職した場合は日割り支給とする。

(行事手当)

第16条 行事手当は、施設主催の行事に参加した職員に対し、施設長判断で予算の範囲内で相当額を支給する。

(被服手当)

第17条 保育士及び主任保育士に、月額1,000円又は相当額の現物を支給する。ただし途中で入・退職、休職した月は支給しない。

(食育手当)

第18条 食育を目的とし、園にて調理した給食を利用する職員に月額200円を支給する。

(住居手当)

第19条 借家又は借間に居住し、月額20,000円を超えて家賃又は間代を支払っている、世帯主である職員に月額10,000円を支給する。ただし、社宅を利用する職員には支給しない。

(特殊業務手当)

第20条 特殊業務手当は、通常に比して複雑困難な任務を担当する職員に対し、基本給の4%を支給する。

- 2 4日以上欠勤があった場合は当月の日割計算による金額を支給する。

(変則勤務手当)

第21条 施設の開園及び閉園業務に伴う手当として、変則勤務手当を次の各号のとおり支給する。ただし、時間外手当との併給はしない。

- (1) シフト表の始業時間が午前7時00分以前の保育職員については、1日に付き500円。

- (2) シフト表の終業時間が午後6時30分の保育職員については、1日に付き500円。
 (3) シフト表の終業時間が午後7時00分以降の保育職員については、1日に付き個別に設定した額。個別の設定額は、時間外手当の1時間相当額とする。

(時間外手当)

第22条 職員に対し、法定労働時間を超えて勤務を命じた場合には、次の手当を支払う。
 時間外手当 時間単価×1.25×超過勤務時間

(法休手当)

第23条 職員に対し、法定休日に勤務を命じた場合には、次の手当を支給する。
 法休手当 時間単価×1.35×休日勤務時間

(深夜手当)

第24条 職員に対し、深夜(午後10時から午前5時)に勤務を命じた場合には、次の手当を支給する。
 深夜手当 時間単価×0.25×深夜勤務時間

(職員の処遇改善に伴う手当)

第25条 職員の処遇改善に伴う手当は、別に定める「職員の処遇改善に伴う手当に関する細則」による。

(季節手当)

第26条 季節手当は、支給日に在籍する職員に対し、原則として以下のように支給する。ただし、施設の経営状況によっては施設長判断と理事会の承認を経て支給しない。

| | 支給日 | 算定対象期間 |
|------|----------|-------------|
| 冬季手当 | 12月給与支払日 | 4月1日～9月30日 |
| 夏季手当 | 7月給与支払日 | 10月1日～3月31日 |

- 2 支給額は、以下の計算式により算定する。
 基本給(本俸+処遇改善手当)×支給率×支給割合
- 3 支給率および支給割合は別表②に定める季節手当支給表を上限とし、施設長による個別勤務評定と理事会の承認を経て決定する。
- 4 前各号にかかわらず、以下に該当する者には支給しない。
 - (1) 支給日において休職中の者
 - (2) 算定対象期間に半分以上の出勤日がなく、勤務評定が困難な者
 - (3) 算定対象期間に欠勤率5%以上または遅刻早退回数5%以上の者
 - (4) 算定対象期間に就業規則第45条の減給以上の処分を受けた者
 - (5) 支給日に退職する者又は支給日において退職予定者で、就業規則第37条第2項又は第3項の規定に違反した者

(手当の除外)

第27条 施設長および副施設長は、管理監督の地位にある者として、第16条から第25条の手当は支給しない。

第5章 退職金

(退職金)

第28条 職員の退職金は、社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約により支給する。

附則

この規程は、平成24年9月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成28年9月20日から改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年12月15日に改正し、平成29年10月1日から施行する。ただし、本俸表は平成30年4月1日より適用する。

別表① 職務対応表

| | | |
|-----|---|-------|
| 保育職 | A | 保育補助員 |
| | B | 保育士 |
| 調理職 | C | 調理員 |
| 事務職 | D | 事務員 |
| 専門職 | E | 栄養士 |
| | F | 看護師 |
| | F | 管理栄養士 |
| 管理職 | G | 副施設長 |
| | H | 施設長 |

- ※ 1 保育士とは、保育士または幼稚園教諭の有資格者とする。
 2 施設長とは、厚生労働省委託研修事業の内、初任保育所長等（就任予定者）研修会を修了した者とする。